

1975 (毎月1回発行)

10月号

(村の面積)

332,60 km²

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和50年10月1日現在)

村の人口

総人口	2,034人
男	1,055人
女	979人
出生	0人
死亡	1人
転入	5人
転出	8人
世帯数	580世帯

スポーツの祭典



優勝は緑チーム

第19回村民体育大会

去る十月二十六日(日)朝日中学校グラウンドにおいて待望の第十九回和泉村民体育大会は、にぎにぎしく開催されました。

当日は秋晴のよい天候にめぐまれ村民多数の参加のもとで、小学生の50m競走から競技が開始されました。プログラムが進むにつれ競技に、応援に、熱気がこもり又、昼食時には仮装行列が行なわれ、各チームの趣向をこらした出し物に笑いと拍手が紅葉の山をぬぐうように青空へと広がりました総合リレーを最後に全競技が無事終了し大会長より優勝旗が緑チーム宮原団長に手渡されました。

- 一位 緑 (朝日) 一四五点
- 二位 赤 (中竜) 一二五点
- 三位 白 (下山、板倉、角野) 一一五点
- 四位 青 (上、下大納) 一一一点
- 五位 黄 (後野、両前坂、伊月川倉) 一〇五点

『たばこ』は村内で

買いましょう。

応募しよう……

「和泉村の歌」作詞募集

村民生活に、うるおいと活気を
与え、誠実明朗な、村民性の高揚
と、郷土の自然、文化、芸術に対
する認識を深めるとともに、明る
い家庭、豊かな社会づくりをめざ
すを目的とし、このほど「和泉村
の歌」作詞の募集をしていますの
で応募して下さい。歌詞の内容、
種類等については次のとおりです

1、歌詞の内容

▼前記目的にふさわしいものであ
ること。

▼老若男女、誰にでも親しまれる
明るい内容であること。

2、歌詞の種類

- A、村民歌形式のもの 一篇
- B、音頭形式のもの 一篇
- C、小唄形式のもの 一篇
- D、その他 一篇

3、応募の方法

▼一人何篇でも可

▼四〇〇字詰原稿用紙を使用のこ
と

▼他紙に応募中のものを除くこと

▼応募作品は、一切返却しない

4、応募締切

昭和五十年十二月二十日

5、提出先

福井県大野郡和泉村朝日
和泉村教育委員会宛

6、入選発表

広報いずみ・福井新聞掲載

発表 昭和五十一年一月
7、賞金
各出種 優秀作各一篇 三万円
各出種 佳作 各一篇 一万円
応募者全員に記念品贈呈

8、広告

広報いずみ、福井新聞に掲載

9、著作権

著作権その他作品にかかる一切
の権利は、和泉村に帰属する。

10、審査員

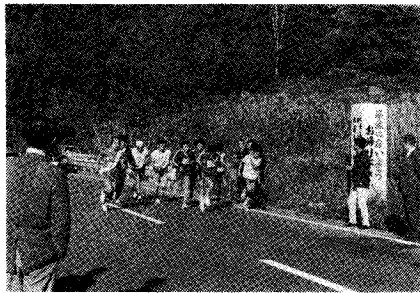
知識経験者の中から村長が委嘱
する。

その他、募集事項についてのご連
絡は、和泉村教育委員会へ

いずみ駅伝開催さる

優勝 一般の部 スキークラブA
中学の部 大納 中 A

第五回いずみ駅伝競走大会(体
育協会主催、教育委員会、福井新
聞社後援)は、十一月一日、一般
四チーム、中学校四チーム、それ
に岐阜県から御母衣チームがオー
ブン参加して盛大に開催された。
本大会は、下山谷山橋(後野(旧
分校前))を折り返し(役場前ま
での全長二五キロ米を五区間(一
チーム五選手))によってその技を
競い合うもので、午後二時から役
場前で開会式が行なわれ、力強い



選手宣誓のあと、午後二時五十分
に第一区間走者がいっせいにスタ
ートし沿道には見物人が選手を激
励しようと集まり拍手や、がんば
れ〜と盛んな応援に、ぬきつ、
ぬかれつの好レースが展開された
その結果一般では、スキークラ
ブAチームが、中学校では、大納
中Aチームが日頃の練習成果を発
揮し優勝しました。

一般の部

優勝 スキークラブAチーム

二位

陸友会チーム

中学校の部

優勝 大納中Aチーム

二位

大納中Cチーム

区間賞

- 区間 一般の部 中学の部
- 一区間 鋤田伸行 土谷英美
- 二区間 洞口一夫 加藤和徳
- 三区間 末永 亨 平野詳造
- 四区間 宮崎義幸 林 義幸
- 五区間 古川 涉 菅野 敏

第二回

連合音楽学習発表会

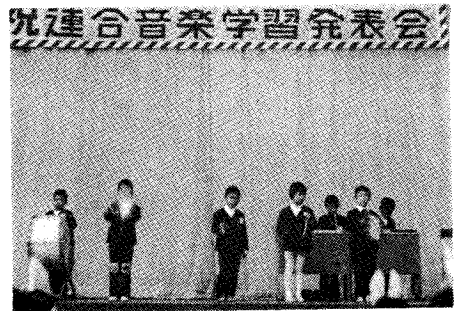
中竜会館で開催さる

「管内の児童・生徒を一堂に集
め思いっきり歌わせたい」「音楽
の楽しさ、おもしろさを味わせた
い」こんな願いから昨年第一回連
合音楽学習発表会を開催しました
が、本年もその第二回目を去る十
一月一日午前九時から中竜会館に
おいて、村内の幼、小、中学生約
四百余名が参加して盛大に開催さ
れました。

発表会は、清水教育研究会長代
理(石塚校長)の開会のあいさつ
に続き、村長、議長からのお祝い
のことば、教育長のあいさつがあ
ったあと、早速、第一部(幼稚園
低学年)朝日幼稚園児による「ち
びくろサンボ」で幕を開き、大納
幼稚園、朝日小、大納小と続き、
どの子も生き生きとした歌や合奏
に会場から大きな拍手が送られま
した。

引き続き第二部(中・高学年)
第三部(中学校・クラブ)とバラ
エティーに富んだ演奏の数々が発
表された。最後に郷土芸能保存の
立場から朝日小の皆さんにお願い
して、昇竜太鼓を披露してもらい
ました。ダイナミックな演奏で、
きく人の心に大きな感銘を与えま
した。
また、幼・小・中の皆さんの習
字や図画の作品が会場いっぱい

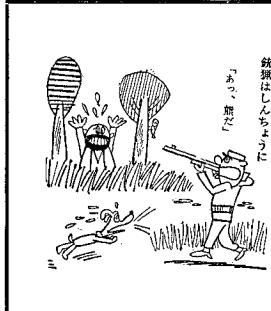
展示されるなど、意義ある一日を
終えた。



獵銃事故のないよう

十五日から来年二月十五日ま
で狩猟が解禁されました。
幸い私達の村での事故はあり
ませんが、新聞、テレビでは
猟銃による事故が報道されて
います。

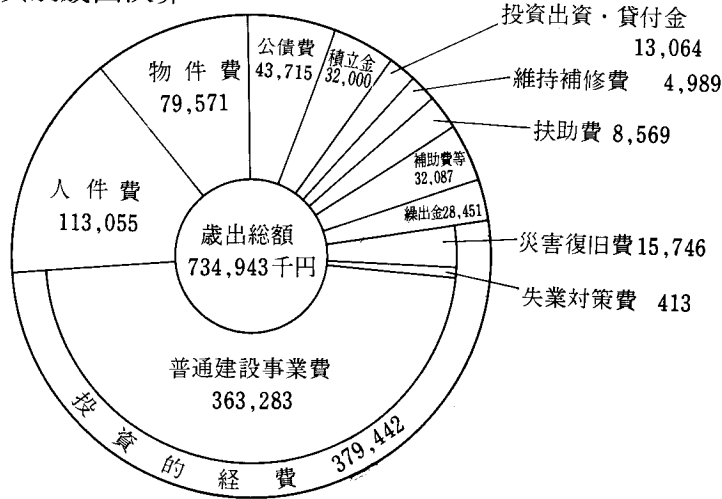
ハンターの方は、事故のない
よう猟銃の保持、保管に、と
くにご注意をお願いします。



昭和49年度一般会計決算状況

歳入決算額 764,354,141円 歳出決算額 734,943,379円
歳入歳出差引残高29,410,762円

性質別歳出決算



財政白書
財政事情の公表

和泉村財政事情の作成及び公表に関する条例の定めるところにより村の財政事情を公表します。

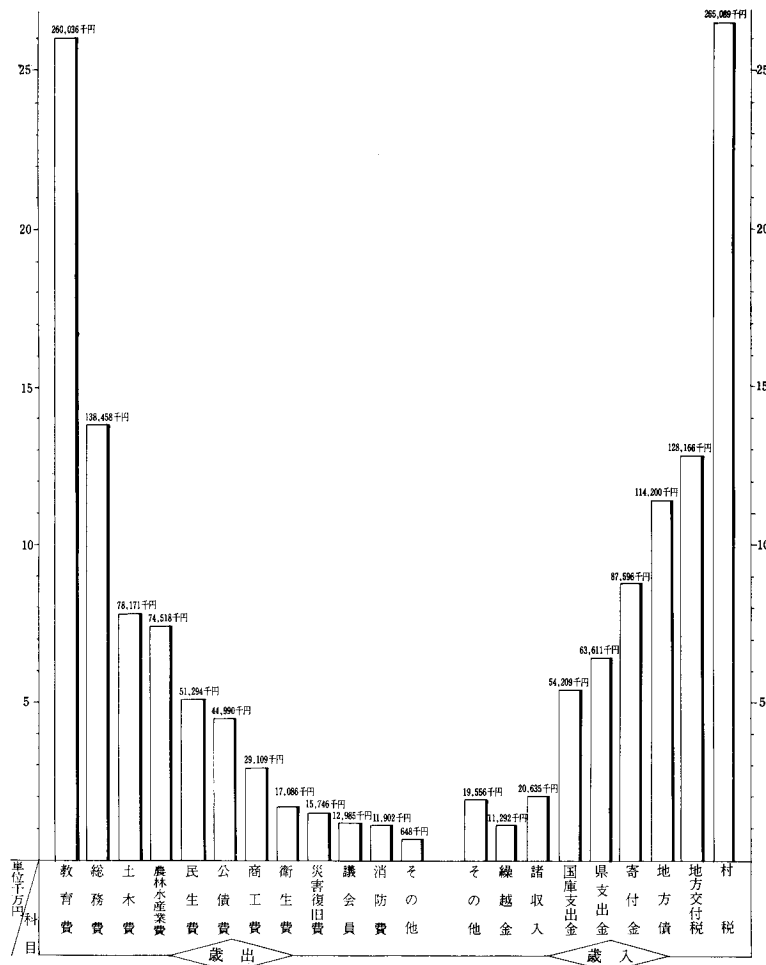
今回は昭和四十九年度決算と昭和五十年上半期の財政運営状況について、そのあらましを説明します。

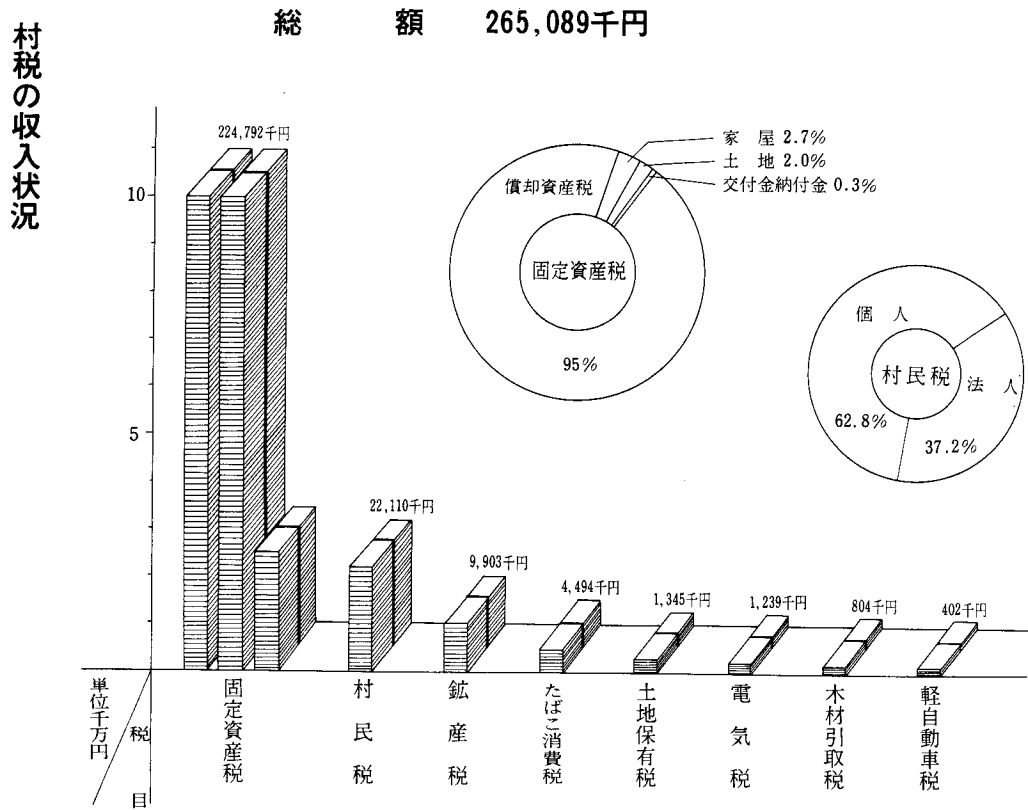
この財政事情は村民の皆さんに村財政の現況をお知らせし、その実態と村政の動きを充分認識いただくものであります。

今後とも村勢発展のため一層のご協力をお願いします。

昭和五十年十一月一日

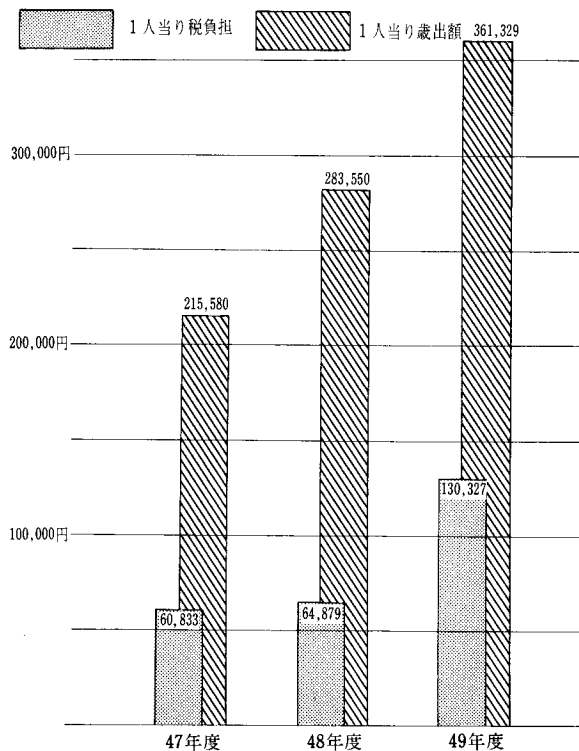
和泉村長 山本清孝





村民1人当り税負担額と歳出額の年度別比較

村民1人当りおよび1世帯当りの税負担額



1世帯当り (580世帯)	村税負担額	1人当り (2,034人)
38,120	村民税	10,870
387,572	固定資産税	110,517
693	軽自動車税	197
7,748	たばこ消費税	2,209
2,136	電気税	609
17,074	鉦産税	4,869
1,386	木材引取税	395
2,319	特別土地保有税	661
457,048	合計	130,327

主な事業の内訳

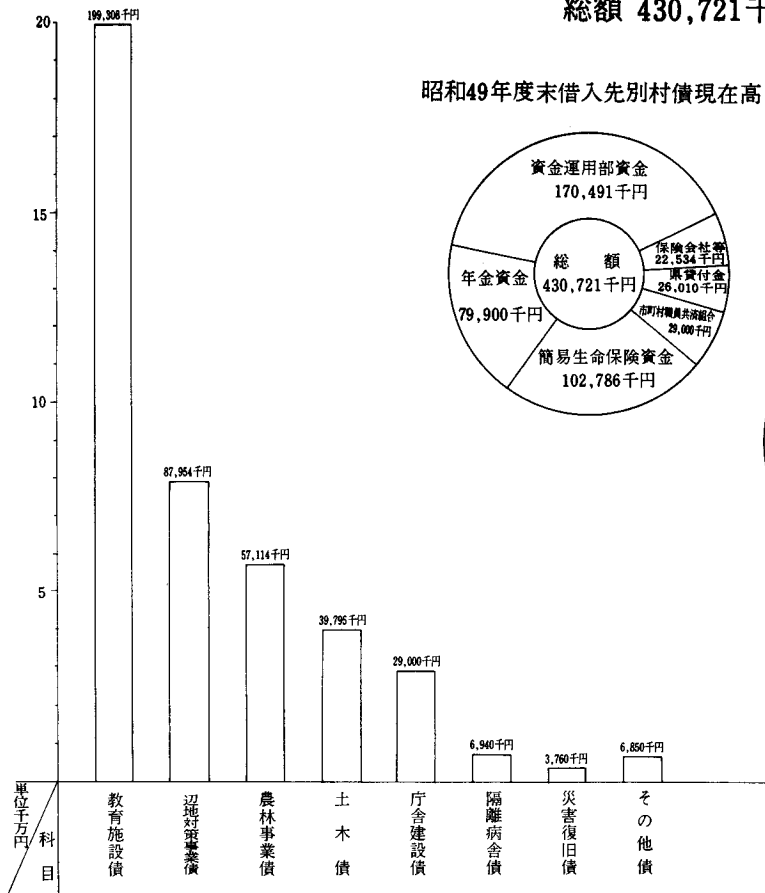
(単位千円)

款	事業名	金額
総務費	村有林造林事業	1,610
	防犯隊詰所新設事業	2,000
	役場庁舎改修事業	1,077
民生費	中竜保育所新築事業	24,250
衛生費	火葬場新設事業	4,440
	ゴミ処理運搬車購入事業	4,674
農林水産業費	農道等農業施設改良事業	4,508
	貝皿養蚕組合桑園造成事業	1,500
	林道開設改良事業	41,724
	林業構造改善事業	16,110
商工費	駅前便所整備事業	3,174
	駐車場整備事業	3,626

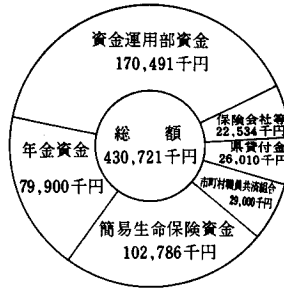
款	事業名	金額
土木費	除雪用ブルドーザ購入事業	11,654
	県道等改良事業負担金	5,092
	道路整備事業	38,448
	橋りょう整備事業	12,152
	河川整備事業	916
教育費	教職員住宅購入事業	4,092
	マイクロバス購入事業	1,940
	大納小学校整備事業	11,040
	小学校教育備品購入事業	5,974
	中学校施設改修事業	1,600
	中学校L・L学習装置等整備事業	5,759
	中竜グラウンド整備事業補助	2,000
	大納地区村民体育館整備事業	153,407
災害復旧費	林道災害復旧事業	15,746
計		378,513

昭和49年度末目的別村債の現在高

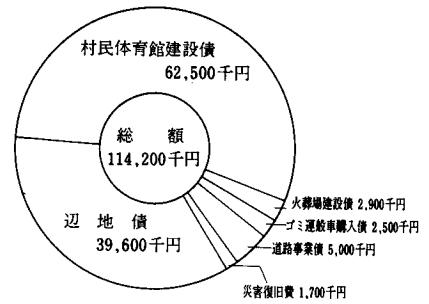
総額 430,721千円



昭和49年度末借入先別村債現在高



昭和49年度村債の借入状況



特別会計の昭和49年度末現債高

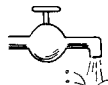
特別会計名	金額
簡易水道事業特別会計	12,864千円
村営スキー場事業特別会計	15,000千円

建物延べ 16,334.52㎡ 宅 地 10,355.84㎡ 	山 林 1,101,16ha その他 2.30ha 	有 価 証 券 640千円 
公有財産の状況 昭和50年3月31日現在		
基金 財政調整基金 36,265,125円 土地基金 13,000,000円 総合福祉センター建設基金 30,000,000円 国民年金印紙購入基金 200,000円 災害救助資金 249,406円	出資金 3,815千円	自動車 5台 ブルドーザ 2台 ダンプトラック 1台 ベイローダ 1台 スノーローダ 1台

**昭和49年度
特別会計決算
の状況**

簡易水道事業

歳入 4,519,931円
 歳出 4,430,605円
 給水世帯 580世帯
 給水人口 2,099人



農業共済事業

歳入 4,223,766円
 歳出 3,407,226円
 引受戸数 100戸
 引受面積 2,542 a
 引受収量 57 t



国民健康保険事業

歳入 22,215,018円
 歳出 20,269,719円
 被保険者数 502人
 1人当り保険税 7,712円
 1人当り療養費 35,866円



診療所事業

歳入 15,341,193円
 歳出 12,919,758円
 病床 一般 6床
 伝染病 12床
 診療件数 一般2,935件
 歯科 374件

村営スキー場事業

歳入 93,219,920円
 歳出 92,136,973円
 リフト 3基
 利用者数 55,919人



〈歳入〉

単位千円

区 分	当初予算	補正額	現計予算	収入済額	収入率
村 税	235,668	26,000	262,668	127,025	48.4
地方譲与税	2,400	0	2,400	859	35.8
自動車取得税交付金	4,000	0	4,000	2,244	56.1
地方交付税	100,000	7,000	107,000	80,412	75.2
交通安全対策特別交付金	10	0	10	0	0
分担金及負担金	7,176	1,041	8,217	1,384	16.8
使用料手数料	1,176	0	1,176	687	58.4
国庫支出金	56,280	4,968	61,248	3,460	5.6
県支出金	92,401	15,033	107,434	1,152	1.1
財産収入	7,005	△3,250	3,755	2,701	71.9
寄付金	4,550	50,000	54,550	50,000	91.7
繰入金	30,000	△30,000	0	0	0
繰越金	6,000	9,000	15,000	24,411	162.7
諸収入	117,387	△100,000	17,387	2,428	14.0
村 債	135,200	0	135,200	0	0
計	799,253	△19,208	780,045	296,763	38.0

〈歳出〉

区 分	当初予算	補正額	現計予算	支出済額	支出率
議 会 費	12,482	0	12,482	6,209	49.7
総 務 費	118,359	12,164	130,523	71,591	54.8
民 生 費	149,448	18,171	167,619	22,707	13.5
衛 生 費	10,234	535	10,769	4,754	44.1
労 働 費	468	0	468	7	1.5
農 林 水 産 費	68,669	20,719	89,388	23,609	26.4
商 工 費	125,433	△97,626	27,807	19,425	69.9
土 木 費	77,756	2,903	80,659	6,712	8.3
消 防 費	9,720	0	9,720	5,451	56.1
教 育 費	132,835	27,960	160,795	40,509	25.2
災 害 復 旧 費	23,470	2,800	26,270	6,485	24.7
公 債 費	61,179	△5,250	55,929	23,044	41.2
諸 支 出 金	0	734	734	734	100.0
予 備 費	9,200	△2,318	6,882	0	0
計	799,253	△19,208	780,045	231,237	29.6

国民健康保険税と医療費

お医者さんにかかったとき、保険証を出しさえすれば、医療費の三分の一を窓口で支払えばあとは国保が払ってくれるという制度が「国民健康保険」の制度です。

なぜこのような制度が設けられたかと言いますと、だれでもが平等に医療の恩恵に浴し、そうすることで個人の幸福と社会の健全な発展をめざそうという憲法に基づき、高い使命があるからにほかなりません。

こういうありがたい制度を維持していくためには、勤め先の健康保険に加入し、その運営のいわば資金となるお金を、それぞれの所得などに応じて出し合っていることを義務としようという仕組みになっています。

ごく簡単に、現在とられている医療保険制度の「国民健康保険」のあり方を説明すると以上のようになります。

このような制度のもとで、お医者さんに支払われる国保の支出、つまり医療費は、年々増加の一途をたどっているのです。

医療費はもともと、だまって放っておいてもふえ続けるもので、これを「自然増」とよんでいます。その割合は、毎年一〇〜一五%位だといわれています。

このことが、実は国保の財政を

強く圧迫する要因となっているのです。わたしたちは、まず、こことこに意をよめなければなりません。

昭和四十九年には、二月と十月に二度にわたって医療費の値上げがありました。つまり、診療報酬といて、お医者さんへの支払いが、技術を中心とした治療費や、手術料、看護料、入院料、再診料往診料などすべてにわたって費用の基準が引き上げられたのです。

わたしたちが、お医者さんにかかると全体の診療費のうち三割を自分で負担して、その場で支払います。残り七割は、国保が支払うのですが、その七割は国の負担する四〇%と、わたしたちがかねて納めている保険税を中心とした三〇%とで構成されます。(表一)

国保の支払う医療費が年々増加し、さらに診療報酬の値上げによってグリーンとふくれあがって、財政がひっ迫すればどうなるか?

国の負担する部分はそれなりに解決されるとして、問題は保険税でまかなわれる部分です。

それは結局は、わたしたち被保険者の負担する保険税を値上げして、国保財政が赤字続きにならないようにするしか手がないのです。医療費がふえれば、それに応じて保険税を上げるというのが、地方

税法によるたてまえとなっていて、すので、あまりにも医療費がふえ続けられれば、毎年保険税を値上げしなければならぬということになります。

つまりは、被保険者であるわたしたち自身の負担が増すということにしかならないのです。

国民健康保険制度は、かねての保険金しか出さないとしようなたとえば生命保険とか火災保険とはおおよそ性格を異にしています。どんなに医療費がかかっても、患者は全体の三割(その額が三万円を超す場合は三万円まで)を負担するだけで、必要とする医療の給付がなされるわけですから、そこに「保険」とはいないながらも、社会保障の色合いを強くもっているわけです。

こういう仕組みであるだけに、わたしたちの気持ちのどこかに医者代が「タダ」のような錯覚をおぼえている面がありはしないか、そのために、実になんでもないこととさえ「それ医者だ」という安易な気持ちでお医者さんにかかっている面がないかどうか、考えなおしてみたいのです。

また、それとは逆に保険税を納めているのだから、お医者さんにかからないのは損だという、なかからないの損だという、なかから欲ばった気持ちが働いていないかというところを考えてみる必要があります。保険税と医療費の

比較(表二)を参照してみてもいい。

わたしたちは、いつなんどき、どんな大病をし、大けがをするかはまさに「神のみぞ知る」なのです。そのとき、ばく大な費用がかかって生活が困きゅうするようでは、あるいは、お金がないので治療を受けられないというのでは、個人の幸福も社会の豊かな発展もありえません。

「たいした病気もしないし、お医者さんにかかることもほとんどない。一年間に納める保険税のほうがよほど高い」と考える人があれば、それは少しがいがいます。そもそも、今日、制度としてとられている医療保険のあり方は、お互いに助け合うという「相互扶助」の精神を、国民全体の暗黙の了解事項としてなりたっているのです。損得の感情や、便利さに甘えた安易なお医者さんのかかり方をしていては、国保財政的に行きづまり状態になって不便なものとなってしまいかも知れません。

そうならないように、この便利な制度をいつそう発展させていかなければならない責任が、わたしたち被保険者にあるのだという意識をもっておきたいのです。

医療費が増えれば、被保険者の負担が保険税という名で大きくなるということは、もうおわかりになったことと思います。

あなたも国民年金に入っていますか……

当村における保険税は、一般会計の繰入金をお願いしているのので他町村と比較して軽くなっていますが(表三参照)医療費を節約することによって、これ以上重くならないよう努力したいものです。(表は次の八頁に有ります)

国民年金

入っていますか

あなたも国民年金に入っていますか……

国民年金の強制加入対象者であっても加入していなかったり、掛金(保険料)が未払いであったりすると将来、年金を受けられなくなります。

それを救うために、ことし中に滞納した掛金を払っておけば年金は生きるといふ特別措置、いわゆる「さかのぼり加入」の受け付けがいま実施されています。

この「さかのぼり加入」の対象者である強制加入者とは農業、商工業、サービス業などの自営者とその家族です。

明治四十四年四月二日以降に生れた強制加入の該当者で未加入の人はこんどの機会を逃したらどこからも年金を受けられません。

特別措置の実施期間はことしの十二月三十一日迄です。

未加入の方は印鑑持参で役場の係へ申し出て下さい。

昭和50年度、国保会計予算に見る保険税と医療費の関係

表 1

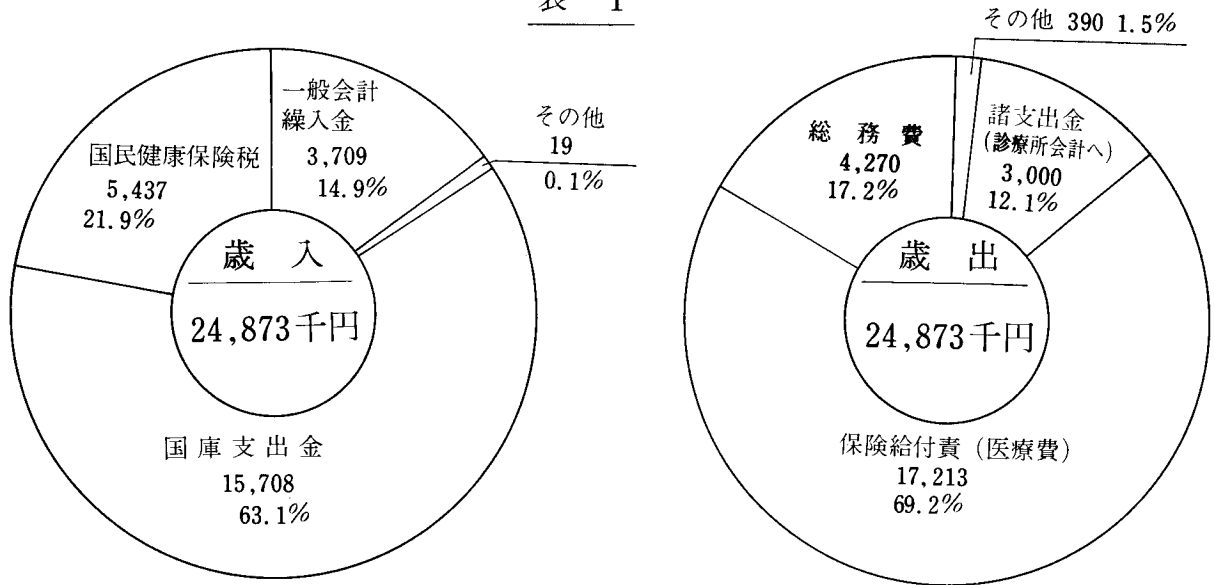


表 2

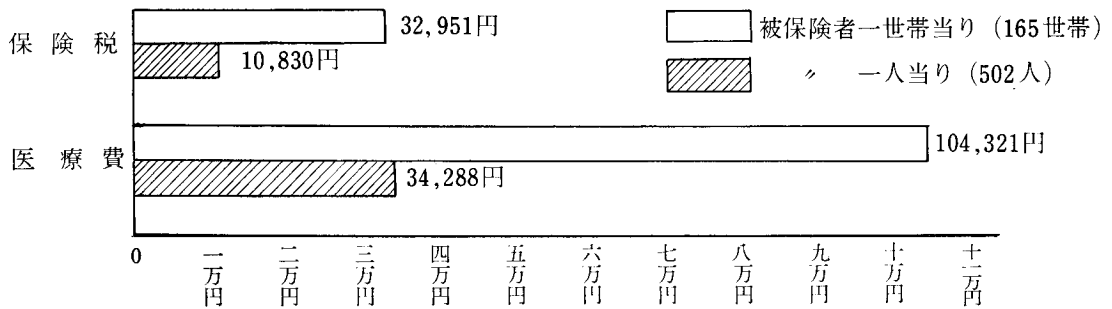


表 3

昭和50年度、高志管内他町村との国民健康保険税の比較

町 村 名	所得割税率	資産税割税率	均 等 割 額	平 等 割 額
上 志 比 村	4.5 / 100	53 / 100	7,500円	10,200円
松 岡 町	4.0 / 100	45 / 100	9,000	12,000
永 平 寺 町	3.0 / 100	85 / 100	7,200	13,560
美 山 町	3.7 / 100	60 / 100	6,000	10,000
和 泉 町	2.2 / 100	60 / 100	4,000	5,220

公職選挙法の 一部改正のポイント

第七十五国会で公選法が改正されたが、そのおもなポイントは、次の通りです。

- まず新しいものとしては
- 一、政党が新聞に政策広告をする場合、四回に限り費用を国が出すことになった。
- 二、衆、参選挙で選挙運動用ビラが一定数だけ配布できることになった。

次に改正、変更があったものは

- 一、四九一人の衆議院議員が二十人ふえて五一一人となった。
- 二、供託金が平均三倍にはね上がった。(例えば、町村長が四万円から十二万円に。)
- 三、選挙公営化の幅が広がり、衆選挙では、選挙用自動車やポスターの費用が国から出るようになったほか、選挙ハガキが衆、参地方区、知事選で一万余枚の三万五千枚、町村議選で五百枚が八百枚にふえた。

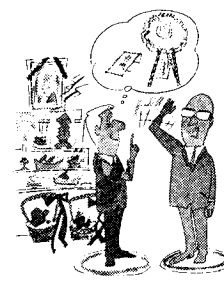
また制限されるものとしては、

- 一、後援会が立てる立札、看板の枚数、大きさ。
- 二、機関紙誌の号外、増刊号など臨時に発行するものなどである。

禁止されるものとしては、くわしくは政令を待たなければならぬが、公職の候補者がやたらに

寄付をしたり、花輪、香典をおくことがダメになる。

そのほかでは、総括主宰者等の刑の確定があった場合、これまでは当選者をあらためて被告として裁判する必要があるが、こんどは総括主宰者が有罪になったら即当選は無効となるなど連座制が強化された。



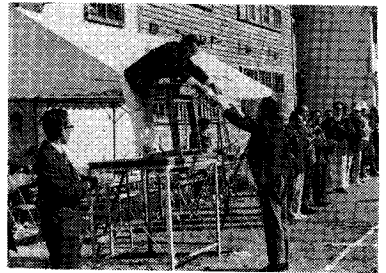
お葬式の香典、花輪、供花

山本富太氏ら 表彰受ける

和泉村表彰

去る十月二十六日に行なわれた第十九回村民体育大会時において和泉村表彰規則に基づき、次の方々が表彰を受けられました。

- ◎表彰者 山本富太 長谷川秀雄 中屋稔 稲郷栄一
- 和泉村職員表彰要綱による表彰が十月二十四日に行なわれました表彰者 末永秀一(十五年表彰) 池尾長久()



丸山きよ子()

LPガスの取扱いに 注意しましょう

和泉消防団では、去る十月六日村内の防火査察を実施しました。この日は、LPガスの貯蔵取扱いに重点を置いて査察しましたが次の事項について不備な箇所がありましたので充分注意して下さい。又、家庭の安全を確かめ火災の予防に万全を期されますようお願い致します。

- 一、ボンベは日よけ等の処置がされてない。
- 二、ボンベの転倒防止策がされてない。
- 三、ゴムホースが古くなり破損しガス漏れの危険がある。
- 四、ホースバンドがゆるんでいる
- 五、ボンベが部屋の中に入れてある。
- 六、空ボンベが付近に放置されている。

「労働保険(労災保険)が本年度 から全面適用になりました」

小規模事業は労働保険 事務組合に事務委託を!

労働保険では、これまで「任意適用」とされていた、商業、サービス業等の労働者五人未満を使用する事業も「強制適用」となり、本年四月一日から農林水産業の一部を除いて「全面適用」とになりました。

したがって、一人でも労働者を雇用する事業は当然適用となり、事業主の望むと望まざるにかかわらず法律上当然に保険関係が成立することになり強制適用されます。これまでは「任意適用」であった小規模事業は殆んど保険加入していなかったため、労働者が失業しても失業給付が受けられず、又業務上負傷した場合には労働基準法による補償を事業主から受けることになっており、災害が重度の場合、事業主は予期せぬ多大の失費のため事業の存続が危くなった

例もありましたが、これからは、このようなことはなくなるわけです。

労災保険、雇用保険の未加入の事業主の方は、今すぐ保険加入の手続きをして下さい。

なお、事務担当者がいない小規模事業では、加入手続き及び加入後の事務処理代行をしてくれる「労働保険事務組合」に事務委託をされると便利です。

この「労働保険事務組合」に事務委託をされると事業主や家族従事者の労災保険への特別加入が認められ、業務災害について労働者と同様の労災保険給付が受けられます。

くわしいことは、最寄りの公共職業安定所又は労働基準監督署へお問い合わせ下さい。



◆税コーナー◆

税を知る週間

国税局や税務署では、十一月十一日から十七日までを「税を知る週間」とし、この期間中、いろいろな行事を行なうことになっています。

「税を知る週間」は、国民各層の方々に税務行政の運営方法や税制の仕組みをよく知っていただき、税のよき理解者となり、かつ、よき協力者となっていただくと共に納税道義の高揚をはかるために行なうものです。

従来も、十一月に「納税者の声を聞く旬間」が行なわれ、みなさんからいただいた御意見をもとに税務署の仕事のすめ方についての改善などを行なってきましたが昨年からは「税を知る週間」と形

を変えて行なうものです。

この週間中のおもな行事は、次のとおりです。

一、座談会等

各種の座談会等を開催して、各層の方々と意見を交換します。

一、臨時税務相談室の開設

毎月五日の日は税の相談日ですが、この期間中は特に係員を出張させ、皆さんの御相談に応じます

一、表彰および表敬

税務行政に対する協力者を表彰し、優良法人や優良青色申告者を表敬します。

一、その他

租税教室の開催や税務署見学などいろいろな行事を予定しています。

合同慰霊祭を厳修

十月十五日、本村社会福祉協議会主催のもとに、戦没者ならびに本村のため殉職せられた方々の合同慰霊祭が執行されました。

ことしは、毎年朝日小学校講堂で行なわれていた慰霊祭を忠霊塔前において、戦没者とともに村のために殉職された方の合同慰霊祭が厳修されました。



【お知らせ】

ご婦人の体育祭

大納地区村民体育館で、婦人会の体育祭を左記のとおり開催致します。

会員の皆さん、ふるってご参加ください。

日時 十一月二十三日

午前十時

主催 和泉村婦人会

昭和五十一年度

高等職業訓練課程

訓練生募集

一、募集種目と定員

種目	募集定員	訓練期間
機械科	二十五名	二年
钣金科	十五名	二年
電気科	十五名	二年
自動車科	十五名	二年
木工科	十五名	二年
塗装科	十五名	二年

二、入校資格

中学校卒業以上の学力を有し、心身ともに健康で職業訓練を受けることに熱意のある人で男女を問いません。

三、入校願書の受付期間

昭和五十一年十一月一日から十一月三十日まで

四、選考及び合格発表

五、入校予定日

昭和五十一年四月月上旬

くわしいことは、各公共職業安定所、又は福井総合高等職業訓練校（電話武生局二三一〇一〇）へお問い合わせ下さい。

カメラの散歩

紅葉映える奥越の秘境

【夢のかけ橋附近】



秋の火災予防運動

家族みんなで

防火の話し合いを

十一月二十六日から十二月二日まで

夕食のときなど、みんなで、火災や地震時の対策について話し合ってみましょう。

一、まず、家庭の防火、防災計画

をたてる。

ア、火事を早く知る（発見）ためにはどうしたらよいか

イ、初期消火はどのようにするか

ウ、消防署への連絡は、だれがどのようにするか

エ、各自の任務分担をきめておく

二、主婦が中心となって防火のそなえをする。

ア、防火用水は

イ、消火器は

ウ、はしごなど、ひなんの用具は

三、火の元の点検をする責任者をきめておく

おやすみ前や外出するとき、もう一度火の元を点検しましょう。

お母さんは、どこどこ、お父さんは灰皿、僕は何を、私はこれと平素からきめておきましょう。

四、初期消火や避難のしかたを訓練する。

話し合っても、実際にやってみなければ、万一のとき、うまくいきません。

★人のうごき★

【死亡】

朝日 尾花 継男 三九才
出生、婚姻なし